

陸上自衛隊達第21—27号

防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）  
第4条第1項及び第14条の規定に基づき、陸上自衛官の配偶者同行休業に伴う任期付採用に関する達を次のように定める。

平成26年2月21日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

### 陸上自衛官の配偶者同行休業に伴う任期付採用に関する達

改正	平成29年3月24日達第122—282号	平成29年3月24日達第122—285号
	平成29年5月26日達第122—287号	平成30年3月27日達第122—293号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和3年3月15日達第122—315号	令和5年3月24日達第21-27-1号

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 任期付自衛官の募集（第5条—第9条）

第3章 任期付自衛官の採用及び任期更新（第10条—第18条）

第4章 報告（第19条）

附則

別紙

第1 任期付採用上申書

第2 任期付自衛官志願票

第3 取消通知

第4 承諾書

第5 辞退届

第6 配偶者同行休業の取得状況及び任期付自衛官の採用等実施状況報告書

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊の任期付自衛官の採用及び任期更新等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、「任期付採用」とは、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用することをいう。

（指定部隊等の長）

第3条 防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第

4号。以下「配偶者同行休業訓令」という。)第4条第1項の規定に基づく陸上幕僚長の指定する部隊等の長は、任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「任命権訓令」という。)第28条第3項に規定する部隊等の長並びに陸上幕僚長を任免権者とする防衛大臣直轄部隊長及び共同機関の長(以下「指定部隊等の長」という。)とする。

(応募資格)

第4条 任期付自衛官の応募資格を有する者は、日本国籍を有し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項の規定に該当しない者であるほか、配偶者同行休業訓令第3条に規定するものとする。

## 第2章 任期付自衛官の募集 (採用上申)

第5条 指定部隊等の長は、次の各号に該当し、任期付自衛官の採用を必要とする場合には、任期付採用上申書(別紙第1)により順序を経て任免権者に上申するものとする。ただし、准陸尉、陸曹又は陸士たる任期付自衛官の採用上申に当たっては、採用以外の任免を行う任免権者の承認を得るものとする。

- (1) 配偶者同行休業の請求があった場合
- (2) 配偶者同行休業を取得中の者がいる場合

2 指定部隊等の長は、前項の上申を行う場合には、指定部隊等の長が所在する区域を担当する地方協力本部長に通知するものとする。

(募集)

第6条 任期付自衛官の募集は、指定部隊等の長が行うものとする。

(志願者の提出書類)

第7条 指定部隊等の長が志願者に提出させる書類は、次のとおりとする。

- (1) 任期付自衛官志願票(別紙第2) 2部
- (2) 自衛隊受験票(自衛官等の募集及び採用業務実施に関する達(陸上自衛隊達第23-9号)別紙第15の様式による。) 1部
- (3) 返信用封筒(切手添付) 1部

(地方協力本部長の協力)

第8条 地方協力本部長は、配偶者同行休業訓令第5条に規定する協力のほか、次の事項を行うものとする。

- (1) 任期付自衛官の募集対象者に関して、指定部隊等の長と情報交換を行い、相互に連携
- (2) 指定部隊等の長と連携して任期付自衛官の志願者の受付を行い、志願者に対して任期付自衛官志願票及び自衛隊受験票を配付
- (3) 志願者の提出書類を受理した場合には、指定部隊等の長に送付
- (4) 前3号の規定に関して、担当区域以外の区域に所在する指定部隊等の長から依頼があった場合の協力
- (5) 配偶者同行休業訓令第4条の規定に基づき海上幕僚長及び航空幕僚長が

指定する部隊等の長から依頼があった場合には、前各号の規定を準用  
(6) その他配偶者同行休業訓令第5条の規定の実施に関して必要な事項  
(選考の方法)

第9条 指定部隊等の長は、次の選考基準に基づき、任期付自衛官の選考を行うものとする。

(1) 勤務成績

ア 幹部、准陸尉及び陸曹

(ア) 自衛官退職時における最新の人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下、「人事評価訓令」という。）第4条第3項に規定する能力評価の全体評語が、良好以上の段階の者

(イ) 前号の全体評語が付与されていない者は、自衛官退職時における最終の勤務成績報告書の総合評価がC以上の者

イ 陸士

(ア) 自衛官退職時における最新の人事評価訓令第4条第3項に規定する能力評価の全体評語が、良好以上の段階の者

(イ) 前号の全体評語が付与されていない者は、自衛官勤務記録表の在職中の勤務状況の評定がC以上の者

ウ 予備自衛官

最新の人事評価記録書における全体標語がB以上、又は離職者身上書の人事評価がB以上若しくは勤務成績が普通以上の者

エ 即応予備自衛官

最新の人事評価記録書における全体標語がB以上、又は離職者身上書の人事評価がB以上若しくは勤務成績が普通以上の者

(2) 口述試験

指定部隊等の長が、個別面接形式により実施し、募集を行っている任期付自衛官の職務に必要な資質を有している者と判断したもの

(3) 身体検査

選考時及び入隊時の身体検査を受検し、陸上自衛官採用身体検査実施規則（陸上自衛隊達第36—1号（31.3.13））に規定する男性自衛官合格基準又は女性自衛官合格基準に達している者

(4) 経歴評定

指定部隊等の長が、配偶者同行休業取得者の職務に適応する職種、階級及び特技（国家資格を必要とする場合には、必要な国家資格を含む。）を有し又は同一職域での勤務経験を有する者で当該階級に必要な資質を有していると判断したもの

2 指定部隊等の長は、配偶者同行休業訓令第6条第2項に規定する選考の方法を用いるときは任免権者に報告するものとする。

第3章 任期付自衛官の採用及び任期更新  
(任期付自衛官の採用)

第10条 幹部自衛官たる任期付自衛官の採用は、任命権訓令第7条、第8条及び第26条の定めるところにより行うものとする。

2 准陸尉、陸曹又は陸士たる任期付自衛官の採用は、任命権訓令第27条第3項の規定に基づき、陸上総隊に所属する者については陸上総隊司令官が、方面隊及び方面総監に隷属する機関に所属する者については当該方面総監が行うものとし、当該部隊等に所属する者以外の者については陸上幕僚長が行う。この場合において、自衛官を退職した時の階級又は現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の階級と同位の階級に採用することを原則とする。

3 陸上総隊司令官及び方面総監が行う准陸尉、陸曹又は陸士たる任期付自衛官の採用において、現に予備自衛官等として任用されている者を除き、自衛官を退職した時の階級より下位の階級で採用することが、真にやむを得ないと認める場合には、陸上幕僚長の承認を得て行うことができるものとする。

4 自衛官を退職した時の階級が3等陸尉以上の者については、採用時の階級を准陸尉以下とする採用の上申は行わないものとする。

（採用時の職種指定及び特技付与）

第11条 任期付自衛官採用時の職種及び特技は、退職時の職種及び特技、又は現に指定されている予備自衛官等の職種及び特技を指定するものとする。

（任用期間）

第12条 任期付自衛官の任用期間は、配偶者同行休業承認期間において任免権者が定める期間とする。

（任期更新の上申）

第13条 指定部隊等の長は、配偶者同行休業承認期間において任期付自衛官の任期の更新を必要と認める場合には、順序を経て任免権者に上申するものとする。

（更新基準）

第14条 任期付自衛官の任期の更新基準は、次のとおりとする。

(1) 勤務成績

ア 幹部、准陸尉及び陸曹

人事評価訓令第4条3項及び4項に規定する最新の能力評価及び業績評価の全体評語が、良好以上の段階の者

イ 陸士

陸士の継続任用に関する達（陸上自衛隊達第21—5号（35.4.1））第4条及び第7条の規定を準用

(2) 健康診断

任期末日の1年以内に実施した陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号（44.7.30））第4条の規定に基づく定期健康診断の結果をもって代えるほか、同達第5条に定める別表第3の継続任用志願者の健康診断中、即応予備自衛官の規定を準用

(通知)

第15条 任免権者は、任期付自衛官として採用又は任期の更新を決定した場合には、配偶者同行休業訓令第11条の規定により採用を決定された者又は任期の更新を決定された者に通知しなければならない。

2 陸尉（准陸尉を含む。）、陸曹又は陸士たる任期付自衛官の任免権者は、前項の通知を行った者に対して、その結果を取り消す場合には、取消通知（別紙第3）により通知するものとする。

3 指定部隊等の長は、3等陸佐以上の採用又は任期の更新の決定を取り消す必要がある場合には、順序を経て防衛大臣に報告するものとする。

(承諾書)

第16条 任免権者は、任期付自衛官の採用又は任期の更新を通知した場合には、承諾書（別紙第4）を提出させるものとする。ただし、3等陸佐以上の任期付自衛官については、承諾書を陸上幕僚長に提出させるものとする。

(辞退届)

第17条 任免権者は、任期付自衛官の採用又は任期の更新に関し、辞退する旨の申出があった場合には、辞退届（別紙第5）を提出させるものとする。ただし、3等陸佐以上の任期付自衛官については、辞退届を陸上幕僚長に提出させるものとする。

(採用手続及び任期更新手続)

第18条 本規定に必要な手続の細部事項は、別に定めるものとする。

#### 第4章 報告

(報告)

第19条 指定部隊等の長は、毎年4月末日までに、前年度における配偶者同行休業の取得状況及び任期付自衛官の採用等実施状況報告書（別紙第6）を順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第13号）

#### 附 則

1 この達は、平成26年2月21日から施行する。

2 陸上自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する達（陸上自衛隊達第21-25）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(指定部隊等の長)

第2条 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号。以下「任期付採用訓令」という。）第3条第1項の規定に基づく陸上幕僚長の指定する部隊等の長は、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「任命権訓令」という。）第28条第3項に規定する部隊等の長並びに陸上幕僚長を任免権者とする防衛大臣直轄部隊長及び共同機関の長（以下「指定部隊等の長」という。）とする。



- 2 この達による改正後の第9条第1項第1号ウ及び同号エに示す選考基準の内、「最新の人事評価記録書における全体標語がB以上」とあるのは、予備自衛官の任免等細部に関する達（陸上自衛隊達第21-9号）第21条第1項及び即応予備自衛官の任免等細部に関する達（陸上自衛隊達第21-22号）第19条第1項に規定する人事評価による全体標語が付与されるまでの間、なお従前の例とする。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-293号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の使用書類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122-315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和5年3月24日陸上自衛隊第21-27-1号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別紙第1 (第5条関係)

発簡番号  
発簡年月日

任免権者 殿

指定部隊等の長

任期付採用上申書

番号	採用予定部隊等名 (補職名)	採用年月日	任期終了年月日
	採用階級	採用職種	採用特技
採用理由			

規格：日本産業規格A4縦



別紙第2 (第7条関係)

任期付自衛官 志願票

頭文字										
ふりがな	-----					写 真 (1) 次のような写真を、その裏面に氏名を記入し、剥がれないように貼ってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2) 写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。	受 付 場 所 表	地方協力本部又は部隊等名		
氏名	男 女							受験番号		
ふりがな	-----							年月日		
旧氏名	( 年 月改め)					年月撮影		試験場		
生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	職業					
退職時	階級	認識番号			職種	特 技				
	駐屯地等名	部隊等名			退職理由					
入隊・退職年月日	年	月	日	入隊 退職	予備自衛官 の有無	有 (階級 職種 ) ・無				
ふりがな	-----									
現住所	郵便番号	---	電話番号 (携帯可)	( )	---	メールアドレス (連絡希望者)				
ふりがな	-----									
家族等連絡先	氏名	続柄	住所							
	郵便番号	---	電話番号 (携帯可)	( )	---					
自衛隊での勤務歴 (新しい順)	所属部隊等名		従事していた業務内容			期 間				
						年 月～ 年 月				
						年 月～ 年 月				
自衛隊退職後の勤務歴等 (新しい順)	勤務先 (部課まで)		所在地 (市町村名まで記入)			期 間				
						年 月～ 年 月				
						年 月～ 年 月				
応募資格に該当する学歴等 (新しい順)	学校等名	部科名	所在地 (市町村名まで記入)		期 間		卒業・中退別			
					年 月～ 年 月		卒業・中退			
					年 月～ 年 月		卒業・中退			
資格免許	資格免許名		取得年月日		資格免許名		取得年月日			
<p>私は、任期付自衛官採用試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 (自筆)</p>										

注：記入上の注意

- 1 青又は黒インク (ボールペン可) で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 2 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 3 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

別紙第3（第15条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

採 用 者  
任期の更新者 殿

任免権者

取 消 通 知

あなたの 年 月 日付任期付自衛官としての採用（任期の更新）  
を、下記の事由により取り消すこととなりましたので通知します。

記

別紙第4（第16条関係）

承 諾 書

私は、（配偶者同行休業訓令第11条による文書番号、年月日）による任期付自衛官の採用（任期の更新）について承諾します。

年 月 日

任免権者 殿

所 属  
階 級

氏 名

（退職者は氏名のみ）

別紙第5（第17条関係）

辞 退 届

私は、下記の理由により、任期付自衛官の採用（任期の更新）を辞退します。

記

年 月 日

任免権者 殿

所 属  
階 級

氏 名

（退職者は氏名のみ）

